

2018年3月22日

福島地裁・いわき支部 福島原発避難者訴訟判決に対する声明

福島原発被害弁護団
福島原発被害原告団

本日、福島地方裁判所いわき支部において、2011年3月11日の福島第一原子力発電所における事故（以下「本件事故」という）による避難者が受けた被害について、判決が言い渡された。

本件福島原発避難者訴訟（以下「本件訴訟」という）は、本件事故による避難指示により、住み慣れた故郷（ふるさと）を追われた多数の避難者が、東京電力を被告として提起した訴訟であり、その第1陣原告らについて、5年余の審理を経て今日の判決に至った。

その間、事故の発生から起算するならば7年以上に及ぶ避難生活は、原告らにとって極めて厳しい毎日であり、司法的救済を待ち望んできた原告らにとって、この判決は大きな意味を持つ。

1 東電の法的責任

判決は、原賠法3条を根拠に、被告の賠償責任を認めた。

しかし、原賠法3条の無過失責任規定は、被害の救済のために、過失の立証を不要としたものであって、その適用は、被告に過失がないことを意味するものではない。本件においても判決は、特別法たる原賠法の存在を理由に民法709条の適用を認めなかったが、そのことによって東電の過失の存在が否定されたことを意味するものではないことが、留意されるべきである。

一方で、判決は、慰謝料の算定において、加害者の故意・過失の態様や、悪質性・非難性を考慮すべきとの立場に立ち、東電の故意・重過失の有無を判断したが、いずれも認められないと判断した。

我々は、東電が自分に都合の良い情報ばかりを信じ採るべき対策を採らなかったこと、原告団長をはじめとする市民団体が繰り返し事故対策を採るように申し入れていたにもかかわらず、あえてその声を無視していたことなど、東電の悪質性にかかる事情を十分に主張立証してきた。

それにもかかわらず、判決は、原告の詳細な主張・立証を十分に考慮しないまま、事故が発生するような津波が到来する可能性は極めて低いとして、現実的な可能性はないと認識していたとしても、著しく合理性が欠けるとは言えないとして、故意・重過失は認められないと判断した。

これは、本件事故に至る経緯及び本件事故を生じさせた東電の責任を極めて軽視するものであり、断じて容認することはできない。

2 ふるさと喪失損害

本件訴訟における重要な争点は、原告らが被っている「故郷（ふるさと）喪失損害」の評価とその救済である。すなわち、原告らはそれまで生活していた地域

社会での生活を丸ごと奪われ、地域コミュニティとの繋がりと、これによって互いに享受し合っていた地域の諸機能、「生活と生産の諸条件」というべき様々なかけがえのない価値、生活上の利益を失った。そして、固有の文化や自然環境を含む、地域での生活と繋がりを失ったことによる原告らの喪失感は重大である。このような被害は、わが国の公害においても類例のない未曾有の事態であり、これらの無形の経済的損害と精神的苦痛は、まことに甚大なものである。

判決は、このような「故郷喪失損害」「故郷変容損害」の発生を原告らに共通する損害として認め、これに関する慰謝料の支払いを命じた。しかし、判決は、故郷喪失と避難慰謝料を区別せず、包括的な慰謝料として認めるにとどまった。

そして、判決が認定した包括的な慰謝料額は、中間指針を若干増額した程度であって、原告らの受けている被害の実態と請求額に照らして、著しく不十分なものととどまり、これでは損害の回復をなし得るものとは評価できない。地域との繋がり、地域で生活することの価値という重大な権利利益の侵害の発生を認めながら、こうした水準の損害算定にとどまるという矛盾した判断は、国の政策である指針等に追従したものと言わざるを得ず、司法の役割を放棄したものとして、批判されるべきである。

3 避難慰謝料

前記のとおり、判決は、故郷喪失と避難慰謝料を区別せず、包括的な慰謝料として認めるにとどまり、その金額の水準も著しく不十分と言わざるを得ない。

4 財物に対する賠償

原告ら被害者は、住み慣れた自宅を後に残し、着の身着のまま避難を強いられた。住宅や懐かしい家財道具の一切合切も、放射能に汚染され、あるいは避難生活中に損傷して、失われてしまった

これらの財物に対する賠償は、生活の再建と原状の回復のために、「再取得」に必要な水準の金額が支払われる必要がある。

判決は、財物の交換価値の賠償の他に、被害者の生活再建のための追加的費用の賠償の必要性を認めつつも、かかる追加的費用を財物損害として正面から受けとめることを避け、中間指針及び東京電力の賠償基準に追従した。

5 結論

以上のとおり、本件判決は、本件事故による著しい権利侵害と甚大な被害の実相を正面から受け止めることなく、損害算定においても、原告らが求めた救済の水準に到底及ばない内容にとどまった。

このような判決は、被害の切り捨てと帰還の強要を進める政府の政策に追従し、司法の役割を放棄したものという、最天限の批判が相応しい。

原告らと弁護団は、この判決を決して受け入れることなく、引き続き公正な司法判断を求めて闘う所存である

以上